

令和3年
第2回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和3年2月26日(金) 午後2時～

2. 場 所 南九州市颯娃保健センター

3. 出席委員(19人)

会長	1番	松村 孝徳			
会長職務代理	2番	永山 明美			
委員	3番	福元 三徳	4番	桑代 純一	5番 松永 克生
	6番	吉崎 久男	7番	六反田 達郎	8番 松藺 勝郎
	9番	梶山 俊孝	10番	東垂水 勝秀	11番 今市 範男
	12番	本木下 裕一	13番	宮原 俊郎	14番 月野 貴大
	15番	池田 慎	16番	下之門 信洋	17番 東垂水美智子
	18番	雪丸 泰親	19番	大隣 初美	

4. 欠席委員(0人)

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第5 議案第 8号 農地所有適格法人の承認について
- 日程第6 議案第 9号 農業振興地域整備計画変更(案)の意見決定について
- 日程第7 議案第10号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日程第8 議案第11号 農地法第4条許可申請に対する意見聴取決定について
- 日程第9 議案第12号 農地法第5条許可の取消について
- 日程第10 議案第13号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第11 議案第14号 農地法第5条による転用許可後の事業計画変更に対する承認について

- 日程第12 議案第15号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第13 議案第16号 南九州市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の承認について
- 日程第14 議案第17号 令和3年度農作業標準賃金の承認について
- 日程第15 令和2年分農地の賃借料情報について
- 日程第16 令和3年度農業委員会総会等開催計画について
- 日程第17 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志

農政係長 蔵元 善兼 係員 中村 信介, 松村 建夫

農地係長 福永 正司 係員 西野 政則, 森山 幸弘

7. 会議の概要

開 会 午後2時

事務局長 御起立願います。
「一同 礼」
御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。
ただいまの出席人員は19名で、会議の定足数に達しております。これより令和3年第2回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の123頁を御覧いただきたいと思えます。（諸般の報告を行う。）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告を行う。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、18番 雪丸委員、19番 大隣委員を指名し、会議書記に蔵元 農政係長を指名いたします。

議長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日2月26日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 先ず、資料の差替えをお願いします。4頁です。下線部分が変更箇所です。続きまして、10頁です。一番下の行に審議番号10番で漏れていました1筆を追加しています。以上です。
説明いたします。先ず、3頁でございます。
農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知事案が2件ございました。
貸人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さん、借人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外です。
耕作者変更によるもの2件となっております。地目の内訳は、田2筆 1,165㎡、畑2筆 2,005㎡の合計4筆 3,170㎡で、穎娃地域1件、川辺地域1件です。
続きまして5頁から10頁でございます。
農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が26件ございました。
貸人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さん、借人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外です。

貸人主導によるもの10件、借人主導によるもの16件のうち、農地中間管理機構への載せ替えが3件となっております。地目の内訳は、田4筆 1,821㎡、畑58筆 95,549㎡の合計62筆 97,370㎡で、穎娃地域7件、知覧地域10件、川辺地域9件です。

なお、各頁一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。

説明を終わります。

議長 只今の事案について、質疑はありますか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は12頁から17頁で、今回は、新規認定1件、再認定16件であります。

一覧表は13頁、新規認定個別表は、14頁になります。

整理番号1、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、茶660aの経営を行っていますが、今後は、700aまで規模拡大し、経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標等につきましては、資料で確認をお願いいたします。また、再認定16件の個別表は、資料の15頁からになりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で報告事項の説明を終わります。

議長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 これより審議に入ります。まず、日程第5 議案第8号 農地所有適格法人

の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農政係長

それでは、農地所有適格法人の承認について説明いたします。19 分からは、

今回は、知覧町〇〇〇〇番地 〇〇会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さんの案件です。

法人の事業内容としましては、肥育牛・繁殖牛、お茶・人参の生産で、会社設立は平成〇年〇月です。構成員は〇人となっています。資本金額は〇〇万円で、経営面積は6,486 m²になっています。

農地所有適格法人は「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「業務執行役員要件」の4つの要件を全て満たさなければなりません。

「法人形態要件」については、有限会社です。

「構成員要件」については出資者3人で、常時従事する農業関係者が総議決権の2分の1を超えております。

「事業要件」については、肥育牛・繁殖牛、お茶・人参の生産となっております。

「役員要件」についても、役員の過半が法人の農業・農作業に従事します。以上、全ての要件を満たしていることを御報告いたします。

議 長

只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。質問、御意見はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

質問、御意見がありませんので、採決いたします。議案第8号に係る案件については、申請どおり承認することに御異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。

よって議案第8号に係る案件については、申請どおり承認することに決定されました。

議 長

次に、日程第6 議案第9号 農業振興地域整備計画変更(案)の意見決定についてを議題といたします。まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。まず、池田委員をお願いします。

池田委員

報告いたします。24 号の審議番号1番です。

関連資料は 25 号から 27 号になります。

申請人は、穎娃町〇〇の〇〇会社〇〇〇〇です。

申請地は、穎娃町〇〇〇〇番〇, 畑 760 m²で, 〇〇〇自治会西側に位置します。

申請人は、製茶工場の建設に伴い、運搬車及びトラック等の駐車場が必要になることから、南側に隣接する申請地に駐車場を整備しようとするもので、用途区分を農業用施設用地に変更するものです。

申請地の北側, 東側は製茶工場建設地に, 南側は畑に, 西側は農道に接しています。なお, 南側の畑は建設工事の際に現場事務所, 資材置場として利用する計画で, 農地利用変更の届けをする予定とのこと。

50 cm程度の盛土を行うが, ブロック積を設けるので土砂流出等の恐れはなく, 雨水は自然流下で既設水路へ放流し, 日照・通風等については建築物を設けないので周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長

次に, 松永委員お願いします。

松永委員

報告いたします。審議番号2番です。

関連資料は 28 号から 30 号になります。

申請人は, 知覧町〇〇の〇〇〇〇〇〇です。

申請地は, 知覧町〇〇〇〇番 外1筆, 田 594 m²で, 〇〇〇自治会北側に位置します。

申請人は, 〇〇〇〇工場建設の際, 廃水池が設計変更により東側にずれたことから, 残地となった売買契約済の申請地を, 〇〇製造時に排出される廃棄物の仮置場として利用しようとすることから, 農用地区域から除外するものです。

申請地の北側は農道に, 東側は廃水池に, 南側は水路に, 西側は田に接しています。

現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく, 雨水は自然流下で道路側溝へ放流し, 日照・通風等については建築物を設けないので周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しましたが, 西側の田へ雨水等が流れ込まないよう畦畔設置等の対策を講じるよう要請しました。

以上で報告を終わります。

議 長

次に, 今市委員お願いします。

今市委員

報告いたします。審議番号3番です。

関連資料は 31 頁から 33 頁になります。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番、田 360 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、市内に借家住まいであり、借家が手狭であることから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとすることから、農用地区域から除外するものです。

申請地の北側は田に、東側は宅地に、南側、西側は市道に接しています。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水、日照・通風等については、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しましたが、北側の田が申請地南側市道の用水路から取水していることから、用水を確保し、営農に支障を及ぼさない対策を講じるよう要請しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

審議番号1番につきましては、農業用施設に附帯して設置される駐車場であることから代替地の検討はしていませんが、耕作のために必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当することから、妥当な変更であると判断されます。

審議番号2番の農振除外につきましては、澱粉工場廃水池の近隣地である必要があることから代替地の検討はしていませんが、農用地区域の外周部に接していることから農地の集団化・農作業効率化に支障はなく、用排水路の機能低下はなく、土地改良事業完了から 28 年経過していることから、除外はやむを得ないと判断されます。

審議番号3番につきましては、代替地を検討しましたが合意に至らず、農用地区域の外周部に接していることから農地の集団化・農作業効率化に支障はなく、用排水路の機能低下はなく、土地改良事業完了から 50 年経過していることから、除外はやむを得ないと判断されます。

なお、審議番号1番及び3番につきましては、同時に5条転用許可申請がなされております。

補足説明を終わります。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議 長 質問、御意見はございませんか。

本木下委員 審議番号2番の申請人〇〇〇〇について、〇〇製造時に発生する廃棄物とは何を指しているのでしょうか。

農地係長 この廃棄物とは甘藷洗浄の際の泥、芋のひげ、しっぽと聞いています。

梶山委員 同じく2番、30㊦の配置図と29㊦の斜線のところは、どういう位置になりますか。イメージが湧かないところです。

農地係長 30㊦で、濃く四角で囲っている部分が当初の廃水池の位置です。それが、下側の破線の位置にずれたところです。その関係で、今回、2筆が残地になったということで、仮置き場に利用したいということです。

議 長 他にありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第9号 農業振興地域整備計画変更（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第9号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第7 議案第10号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。35、36㊦の所有権移転12件でございます。
譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、譲受人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外の申請です。

地目の内訳は、畑15筆 31,472㎡で、理由につきましては、規模拡大7件、受贈3件、自作地相互の交換2件です。

取引価格につきましては、10a当たり249千円から737千円で、地域別では、穎娃地域4件、知覧地域6件、川辺地域2件でございます。

なお、農地法第3条第2項各号に該当するかの判断につきましては、提出されま

した37号から42号の調査書に基づき確認し、許可要件のすべてを満たしていると判断されます。

説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第10号 農地法第3条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第10号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第8 議案第11号 農地法第4条許可申請に対する意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、現地調査員から御報告をお願いします。松永委員をお願いします。

松永委員 報告いたします。44号の審議番号1番です。
資料は45号から47号になります。
申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇 外1筆、畑 312 m²で、〇〇〇自治会に位置します。
申請人は、申請地北側に住宅兼店舗を所有しており、車庫がなく、又、妻が経営する〇〇〇のお客様駐車場が県道沿いで狭く危険であることから、車庫兼物置を建築し、併せて駐車場を整備しようとするものです。
申請地の北側は宅地に、東側は農道に、南側は畑に、西側は県道に接しています。
土砂流出、雨水排水や日照・通風等については、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。
以上で報告を終わります。

議 長 　　ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 　　補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用，遅滞なく申請用途に供することの確実性につきましては，申請内容や添付書類により確認されていますので，適当であると判断されます。

立地基準につきましては，周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり，良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから，第1種農地と判断されますが，集落を形成しつつある位置にあり，3戸以上の住宅等の敷地が，それぞれ概ね50m以内にあることから第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。自宅車庫及び〇〇〇お客様駐車場の整備であることから代替地の検討はしていません。

なお，本件につきましては，第1種農地に区分されるため，来月，県常設審議委員会の意見聴取となります。

補足説明を終わります。

議 長 　　只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問，御意見はございませんか。

委 員 　　「なし」の声あり

議 長 　　質問，御意見がありませんので，採決いたします。

議案第11号 農地法第4条許可申請に対する意見聴取決定については，申請どおり許可相当とし，県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委 員 　　「異議なし」の声あり

議 長 　　御異議なしと認めます。

よって議案第11号に係る案件については，申請どおり許可相当とし，県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 　　次に，日程第9 議案第12号 農地法第5条許可の取消についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農地係長 　　説明いたします。資料の49頁から51頁でございます。

令和元年12月26日付け指令南九農委第5号98で5条転用許可を受けた件に

つきまして取消願が提出されております。

申請人のうち譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇 外1筆、畑 350 m²で、転用目的は一般住宅の建築、権利の種類は所有権移転です。

取消理由につきましては、許可を受けた土地周辺が、土砂災害危険個所の土石流危険区域に指定されており、県の建築確認許可が下りなかったため、候補地の見直しが必要になったとのことです。

なお、取消願のあった土地につきましては、現に農地として耕作されており、所有権移転もなされていないことを確認しております。

説明を終わります。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第12号 農地法第5条許可の取消について申請どおり取消を許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって議案第12号に係る案件については、申請どおり取消を許可することに決定されました。

議 長 次に、日程第10 議案第13号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、現地調査員から御報告をお願いします。池田委員をお願いします。

池田委員 報告いたします。53 頁の審議番号1番です。
関連資料は 55 頁から 57 頁になります。
譲受人は、穎娃町〇〇の〇〇会社〇〇〇〇、譲渡人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地及び申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農振用途区分変更で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、桑代委員お願いします。

桑代委員 報告いたします。審議番号2番です。
関連資料は 58 頁から 60 頁になります。
譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、南さつま市の 〇〇会社〇〇〇〇です。
申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇、畑 261 m²で〇〇〇自治会に位置します。
申請人は現在、市内に借家住まいであり、借家が手狭であることから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。
申請地の北側、南側は宅地に、東側は通路に、西側は畑、宅地に接しています。
土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水、日照・通風等については、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。
以上で報告を終わります。

議 長 次に、今市委員お願いします。

今市委員 報告いたします。審議番号3番です。
関連資料は 61 頁から 63 頁になります。
譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。
申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇、畑 370 m²で、〇〇〇自治会に位置します。
申請人は現在、市内に借家住まいであり、借家が手狭であることから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。
申請地の北側、南側、西側は宅地に、東側は市道、畑に接しています。
土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水、日照・通風等については、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。
以上で報告を終わります。

議 長 次に、桑代委員お願いします。

桑代委員 報告いたします。審議番号4番です。
関連資料は 64 頁から 66 頁になります。
譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、愛知県名古屋市の〇〇〇〇〇さんです。
申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇、田 349 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で会社を経営しており、現在、会社の隣のグラウンドを従業員駐車場として借りていることから、申請地を譲り受けて、自己所有の駐車場を整備しようとするものです。

申請地の北側、南側は宅地に、東側は田に、西側は市道に接しています。

土砂流出、雨水排水、日照・通風等については、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、今市委員お願いします。

今市委員 報告いたします。審議番号5番です。

関連資料は 67 頁から 69 頁になります。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、神奈川県愛甲郡愛川町の〇〇〇〇さんです。

申請地及び申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農振除外で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 5条申請所有権移転につきまして補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性等につきましては、申請内容や添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号1番の立地基準につきましては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であり、農業用施設用地への用途区分変更後の転用目的が農業用施設に附帯して設置される駐車場の整備であることから、農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

審議番号2番の立地基準につきましては、水道管、下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域内にあり、かつ、概ね500m以内に医療機関、公共施設が存在する農地であることから、第3種農地の『都市的環境整備農地』に区分されます。

審議番号3番につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討しましたが合意に至らなかったとのことです。

審議番号4番につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の『都市計画用途地域内農地』に区分されます。

審議番号5番につきましては、農振除外後は、周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、既存の集落に隣接しており、3戸以上の住宅等の敷地が、それぞれ概ね 50m 以内にあることから第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

なお、審議番号1番及び3番につきましては、それぞれ農用地区域内農地、第1種農地に区分されるため、用途区分変更、農振除外の認可見込みの時点で、県常設審議委員会の意見聴取となります。

補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 13 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。

よって議案第 13 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 続きまして、日程第 11 議案第 14 号 農地法第 5 条による転用許可後の事業計画変更に対する承認についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。資料の 71 頁から 74 頁でございます。

平成 31 年 3 月 27 日付け指令南九農委第 5 号 22 で 5 条転用許可を受けた転用事業計画につきまして計画変更申請がございました。

申請人のうち当初計画者は、南さつま市の〇〇会社〇〇〇〇、事業承継者は、

知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇，畑 261 m²で，転用目的は建売住宅の建築，権利の種類は所有権移転です。

当初計画者は，南さつま市に本店を置き，建築業を営む法人であり，建売住宅を建築するために農地法第5条の許可を受け，造成及び通路の整備は完了していますが，コロナ禍による急激な景気変動により住宅建築資金の調達が困難となったことから，一般住宅敷地として売却しようとするものです。

事業承継者は現在，市内に借家住まいであり，借家が手狭であることから，申請地を譲り受けて，一般住宅を建築しようとするもので，同時に5条許可申請がなされており，先程，審議いただきました番号2番の案件でございます。

説明を終わります。

議 長 これより審議をお願いします。
 只今事務局から説明のありました件について質問，御意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問，御意見がありませんので，採決いたします。
 議案第14号 農地法第5条による転用許可後の事業計画変更について，原案どおり承認することに，御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。よって，議案第14号については，原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に，日程第12 議案第15号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。77，78 頁を御覧ください。「所有権移転」です。
 譲渡人は，宮崎県都城市の〇〇〇〇さん，譲受人は，穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外9件です。

 田2筆 892 m²，畑20筆 66,939 m²の合計 22筆 67,831 m²で，理由につきましては，規模拡大7件，受贈2件，農地売買等事業による地域振興公社からの買入1件です。

 取引価格につきましては，10a 当たり 198 千円から 554 千円で，穎娃地域3件，

知覧地域4件, 川辺地域3件です。

続きまして, 80 号から 101 号の「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は, 鹿児島市の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さん, 設定を受ける者は, 穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外 148 件です。

設定面積は, 田 39 筆 38,602 m², 畑 194 筆 275,149 m², 樹園地3筆 1,579 m² の合計 236 筆 315,330 m²で, 穎娃地域 44 件, 知覧地域 63 件, 川辺地域 42 件となっております。

なお, この内, 農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」につきましては, 件数が7件, 設定面積は, 畑 22 筆 36,893 m², 樹園地3筆 1,579 m²の合計 25 筆 38,472 m²で, 穎娃地域2件, 知覧地域5件となっております。

続きまして, 103 号から 110 号の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は, 枕崎市の〇〇〇〇さん, 設定を受ける者は, 穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外 29 件です。

設定面積は, 田3筆 2,406 m², 畑 76 筆 155,340 m²の合計 79 筆 157,746 m²で, 穎娃地域 10 件, 知覧地域 16 件, 川辺地域4件となっております。

以上, すべての案件につきまして, その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し, その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い, また事業に必要な農作業に常時従事し, その土地を効率的に利用することが認められ, 併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しました。

説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが, 所有権移転のうち, 〇〇委員が, 7 番, 8 番, 賃貸借利用権設定のうち, 〇〇委員が, 51 番から 54 番, 〇〇委員が, 111 番から 114 番, また, 使用貸借利用権設定のうち, 〇〇委員が, 11 番, 12 番について議事参与の制限に該当しますので, まず該当者のいない案件について, 全委員で審議いたします。

質問, 御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問, 御意見がありませんので, 採決いたします。

議案第 15 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち, 議事参与の制限に該当しない案件について, 申請どおり適当意見とすることに, 御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 15 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 15 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、〇〇委員、〇〇委員の退室を求めます。

(2人 退室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 15 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 15 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。〇〇委員、〇〇委員の入室を許可いたします。

(2人 入室)

議長 〇〇委員、〇〇委員に報告いたします。議案第 15 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議長 次に、日程第 13 議案第 16 号南九州市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の承認についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農政係長 議案書 112 号からになります。南九州市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について説明いたします。

農業委員会等に関する法律第7条第1項において、農地等の利用の最適化の推進に関する目標と推進方法を指針として定めるよう規定されております。

この指針を策定することは、農地利用最適化交付金の実施要件にもなっており、前回は平成30年2月に作成したところですが、3年ごとに見直しを行うよう規定されている関係で、本日、見直し案をお示しするところであります。

今回の策定にあたり、農政課と協議を行い①遊休農地の発生と防止について、②担い手への農地利用の集積・集約について、③新規参入の促進についての3項目についてその目標を設定しました。

1の遊休農地につきましては、現状把握と解消目標ですが、現状把握については現在実施している利用状況調査等で把握した数値を記載し、解消については中間管理機構との連携や非農地判断等で目標4%を達成できるように記載しております。

2の担い手への農地利用の集積・集約については、中間管理機構の活用や、農地の出し手、受け手に対する意向調査を実施して農地等の情報の把握をすることで80%以上の目標を達成できるように記載しております。

3の新規参入の促進については、令和元年度の実績を基に、関係機関と連携し新規参入者の掘り起こしと、農業委員・推進委員のフォローアップ活動により、目標年度には新規参入者個人45人と3法人を確保するよう目標を設定しました。

なお、策定にあたり、国から策定案が示されており、この案をベースにしながら本市の指針を策定しております。

高い目標となっておりますが、この目標に向かって協力しながら活動を展開することになりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第16号 南九州市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の承認については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 16 号については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議長 次に、日程第 14 議案第 17 号 令和 3 年度農作業標準賃金の承認についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農政係長 令和 3 年度農作業標準賃金の承認について御説明申し上げます。議案書は 116 頁になります。

これにつきましては、去る 2 月 9 日市役所穎娃庁舎におきまして、「南九州市農作業標準協議会」を開催し審議いたしました。

協議会の委員は穎娃・知覧・川辺地域の農作業に係る受託者、委託者、農業委員代表と市農業公社職員の 12 人で構成されており、これに事務局 3 人を含め計 15 人で協議をいたしました。

協議内容としまして、まず、表の 1 行目、一般農作業賃金についてですが、県の最低賃金単価が令和 2 年 10 月 3 日付けで、1 時間当たり 790 円から 793 円に改定されました。793 円に 8 時間を掛けますと、6,344 円になりますが、令和 2 年度の設定額が、6,400 円としており、現時点でも最低賃金をクリアしておりますので、令和 3 年度も同額に据え置くこととしました。また、表の 2 行目、山林作業賃金につきましても、現在の 7,400 円をこのまま据え置くこととしております。

次に、3 行目からのロータリー作業以下の受託作業賃金ですが、令和元年度に 540 円の上昇改定と、消費税 8% から 10% の反映も行ったところであり、このような経緯もあることから、令和 3 年度も、令和 2 年度と同額に据え置くことで決定しました。

また、隣接する各市の状況ですが、指宿、枕崎、南さつまとも、令和 3 年度も令和 2 年度と同額にするという決定、あるいは見込みとなっております。

以上で説明を終わりますが、本日の総会で御承認をいただきましたら、3 月発行の「農業委員会だより」に掲載し、一般公表することになります。

よろしく願いいたします。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第17号 令和3年度農作業標準賃金の承認については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第17号については、原案どおり承認することとし、4月1日から適用することに決定いたします。

議長 次に、日程第15 令和2年分農地の賃借料情報についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

農地係長 説明いたします。119 頁から 121 頁でございます。
農地の賃借料情報につきましては、農地法の改正により、平成21年12月に標準小作料制度が廃止されたことに伴いまして、年1回、直近の賃借料の情報を提供することになっています。

資料は令和2年1月から12月までに農業経営基盤強化促進法等により締結された賃貸借契約に基づき、集計した結果を掲載しております。

「田の部」と「畑の部」に分け、更に顕娃、知覧、川辺の地域毎に平均額、最高額、最低額、データ数、最後に市全体の平均額を示してございます。データ数は集計に用いた筆数です。

なお、茶畑につきましては、※4にありますように集計から除いてありますので、121 頁の茶業振興会が設定する標準小作料の目安を参考にさせていただいております。

この情報は、3月に配布します『農業委員会だより』に掲載して提供する予定です。

次のページに、賃借料の推移としまして、令和元年との比較を掲載しております。市全体の平均額としまして、「田の部」が1,200円、「畑の部」が500円 増えております。

この情報はあくまでも目安であり、小作料は貸し手と借り手の双方がよく話し合っ
て決めていただくようお願いしているところでございます。

説明を終わります。

議長 只今事務局から説明のありました件について、質問、御意見はございませんか。

今市委員 茶園の賃借料のことですが、元々、例えば1万円で借りていた茶園を改植をするために5,000円に下げるという事例もありますが、その辺はどうなんでしょうか。

農地係長 茶園の小作料についての資料ですが、茶業課から頂いたものです。色々なパターンがありますので、この形でしか示せないとのこと。特殊な場合は、個別に話し合いをして決めて頂くしかないとのこと。

松菌委員 川辺地域は、田は0円が多いのですが、この賃借料情報には載っていないのですか。

農地係長 ここに載せてある情報は、あくまでも賃借料のデータをあげています。賃借料の0円は使用貸借なので、この情報には載せておりません。

議 長 他にありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも報告事項でございますので、御了承願いたいと思います。この情報については、3月に配布される農業委員会だよりに掲載予定であり、また、市のホームページでも公開されますので、よろしくお願いします。

議 長 次に、日程第16 令和3年度農業委員会総会等開催計画についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

農政係長 議案書は122頁になります。

4月以降の転用調査や総会等の日程につきまして、別紙のとおり計画しております。

総会につきましては、農業委員の皆様は毎月の出席、推進委員の皆様は2か月に1回、偶数月の出席となります。日程の確保方、よろしくお願いいたします。

以上でお知らせを終わります。

議 長 只今事務局から説明のありました件について、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 特にないようでございますので、この開催計画に基づき、日程確保等をお願いします。

議 長 次に、日程第17 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 委員の皆様から、特にないようですので、私から本年度の農業者年金の加入状況について、話をさせていただきます。

(現時点での加入状況と今後の更なる推進を依頼する。)

議 長 事務局は何かございませんか。

事務局長 (今後の日程について連絡する。)

議 長 只今の件について、御質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和3年第2回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後3時15分